

# 適正取引の推進に向けた自主行動計画

2025年5月12日 策定

一般社団法人日本防衛装備工業会

防衛産業は、防衛省・自衛隊等が運用する装備品等の生産・維持整備を担う人的、物的、技術的基盤である。その裾野は広く、例えば、令和5年版防衛白書においては、戦闘機関連企業は約1,100社、戦車関連企業は約1,300社、護衛艦関連企業は約8,300社ともいわれており、膨大な企業による、長く複雑なサプライチェーンによって構成されている。

また、装備品等の種類は、武器（車両搭載用、船舶搭載用、航空機搭載用含む）、弾薬類、車両、通信電子機器、情報システム、部品など多岐にわたっており、これらを製造するため、様々な産業分野にまたがる企業が参画し、多様な技術が活用されている。

これらの防衛生産・技術基盤は、大企業のみならず、中堅企業から中小事業・小規模事業者に至るまで多数の企業が参画し、長く、複雑なサプライチェーンにより構成されている。

防衛生産・技術基盤を強化していくためには、防衛省と直接装備品等の製造等の委託契約を締結している企業（いわゆる「プライムコントラクター」）のみならず、それらの企業に対して部品等の製造・加工役務等の提供を行う企業（いわゆる「サブコントラクター」）も含めた、サプライチェーン全体での基盤強化を図っていく必要がある。このためには、サプライチェーンを構成する企業全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコスト等を適切に転嫁するとともに、必要な利益を確保することで、防衛産業を構成する取引事業者全体での企業価値の最大化を図ることが極めて重要である。

こうした認識の下、会員各社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準及び下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準等に基づき、取引の適正化に努めてきたところである。

この度、令和7年3月24日に防衛省及び経済産業省が「防衛産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定したことを受け、日本防衛装備工業会（以下「防装工」という。）は、ここに「適正取引の推進に向けた自主行動計画」を取りまとめた。

防装工は、ガイドライン及び下請法等の着実な履行など、会員各社の適正な取引を実現するために、以下の行動を行います。

## 1. 防衛産業における適正取引を推進するための行動計画について

会員各社が、ガイドラインに基づき、以下の点に留意しながら適正な取引を実現するよう懇請(しょうよう)する。

なお、本ガイドラインは、大企業、中堅企業、中小・小規模事業者など企業規模にかかわらず下請取引にも着目していることから、以下の各条文における下請法が禁止する行為にあたる内容については、大企業間、大企業と中堅企業間取引等においても、「優越的地位の濫用」として、独占禁止法上の問題となるおそれがあり留意が必要である。

### (1) 多品種少量生産について

下請法の適用対象となる取引において、装備品等が多品種少量生産であるが故に、会員会社からの発注に必要な部品等の数量が、当該部品等の最低購入数量(ミニマムバイ)を下回り、余剰部品等が生じる場合に、会員会社は、一方的に当該余剰部品等に係る費用を考慮することなく、通常支払われる対価を大幅に下回る下請代金の額で発注するなど、同法で禁止する買いたたきを行わないこと。

また、同様に下請法の適用対象となる取引において、下請事業者が、部品等の販売者から、当該部品等の価格の上昇を告知された際、購入数が少ないが故に、販売者に対して価格交渉等が行えない、または行おうとした場合に取引の打ち切り等を告げられる等の理由で、価格上昇を受け入れざるをえない場合に、会員会社は、当該事情等を考慮せず当該部品等の価格上昇分について協議を経ずに取引価格を据え置き、一方的に通常支払われる対価を大幅に下回る下請代金の額で発注するなど、同法で禁止する買いたたきを行わないこと。

### (2) 長期に及ぶ製品サイクル・いわゆる“お久しぶり生産”について

いわゆる「お久しぶり生産」の製造原価は、量産時よりも発注が少量であることが多いため、一般的に量産時の製造原価より高くなりがちであるが、下請法の適用対象となる取引を行う場合には、会員会社は一方的に量産時と同じ単価(この単価は少量の補用品等を製造する場合の通常支払われる対価を大幅に下回るものとなるおそれがある。)で、下請事業者に対して少量の補用品等を発注するなど、同法で禁止する買いたたきを行わないこと。

また、数年ぶりの生産の場合は、補用品等の構成部品の一部が製造中止となっているため再設計が必要となったり、専用設備等の老朽化等のため新たな専用設備等の導入が必要となったりするなど、初度的な経費が新たに生じる可能性がある場合には、会員会社は一方的に当該費用を考慮せず、価格を据え置き、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額で発注するなど、同法で禁止する買いたたきを行わないこと。

そして、数十年にわたり装備品等の運用が続き、補用品等の製造が間欠的に発生する

場合、その期間を通じて原材料価格やエネルギーコスト、労務費等は上昇し、補用品の発注時には、当初量産時の価格から原価が上昇している可能性がある。この際、下請事業者が、原材料価格等の上昇分の価格転嫁を会員会社に対して要請したにもかかわらず、会員会社が十分に協議することなく当該要請を拒否し、一方的に通常支払われる対価を大幅に下回る下請代金の額で発注を行うなど、同法で禁止する買いたたきを行わないこと。

### (3) 品質要求について

下請法の適用対象となる取引を行う場合には、会員会社は、発注に際して、下請事業者の給付の内容（会員会社が下請事業者に委託する内容）、下請代金の額、下請事業者の給付の内容を検査する場合は、その検査を完了する期日等の具体的内容を記載した書面（いわゆる3条書面）を直ちに下請事業者に交付すること。

この検査の結果、会員会社は無償で下請事業者にやり直しを求める場合において、検品されたものが3条書面に記載された給付の内容を満たさず、その原因が下請事業者の責めに帰すべきものであることを確認すること。

また、3条書面に記載された給付の内容が明確でない場合に、下請事業者から給付の内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、会員会社は正当な理由無く仕様を明確にしないまま、必要な追加的費用を負担することなくやり直しをさせるなど、同法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しを行わないこと。

### (4) セキュリティ環境の確保の要請について

下請法の適用対象となる取引を行う場合、会員会社が下請事業者に対して、図面等の情報の保護のために、金庫の用意や独立したネットワークの構築等のセキュリティ環境の確保を仕様書等で求めることがある。セキュリティ対策の実施を要請すること自体が直ちに下請法上問題となることはない。ただし、会員会社は下請事業者に対し、要請したセキュリティ対策によって生じるコスト上昇分を考慮することなく、通常支払われる対価を大幅に下回る下請代金の額で発注するなど、同法で禁止する買いたたきを行わないこと。

### (5) 物価上昇・長期にわたる取得プロセスへの対応

防衛省が主要な装備品等を調達するにあたっては、予算要求のための見積提出から正式な契約まで半年～1年以上の期間が生じることとなるのが一般的であるが、この場合、下請事業者が会員会社に対して提出した見積の有効期限切れや、原材料価格、エネルギーコスト、労務費等の上昇により、当初見積価格よりも価格が上昇している場合がある。この際、会員会社は予算要求のための見積情報提供後の原材料価格等の上昇を考慮せず、

一方的に通常支払われる対価を大幅に下回る下請代金の額（有効期限が切れた見積り価格など）での発注を行うなど、下請法で禁止する買いたたきを行わないこと。

(6)まとめ発注について

一定数量をまとめて発注する際、製造の効率化や構成部品のまとめ購入等を通じた価格低減効果があるとして、価格低減を行われることが一般的にあるが、そうした価格低減の効果について、会員会社は下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に実際の価格低減効果を超えた通常支払われる対価を大幅に下回る下請代金の額を定めるなど、下請法で禁止する買いたたきを行わないこと。

(7)その他の見積価格に関する課題への対応

装備品等を構成する機器や構成品、部品等は、原価計算により価格を見積り、当該見積をもとに下請事業者と価格交渉を行うが、会員会社は労務費等を見積る際に必要となる単金を下請事業者と十分に協議することなく減額して設定したり、合理的な根拠によらず下請事業者の見積書から一定割合を減額したり、経費項目毎に端数処理をしたり、前例価格等を適用するなどして、一方的に通常支払われる対価を大幅に下回る下請代金の額での発注を行うなど、下請法で禁止する買いたたきを行わないこと。

(8)製品の受領拒否について

下請法の適用対象となる取引を行う場合には、会員会社が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、指定された納期に下請事業者が納入しようとした場合、会員会社は下請事業者に責任がないのに受領を拒むなど、同法の禁止する受領拒否を行わないこと。

(9)代金の支払いについて

下請法の適用対象となる取引を行う場合には、会員会社は下請代金の支払をできる限り現金によるものとする。また、振興基準に基づき、会員会社は少なくとも賃金に相当する分については、全額を現金で支払うこととする。一方、手形による支払も認められているが、著しく長いサイトの手形など、割引困難な手形の交付は、下請事業者の資金繰りに多大な悪影響を与えるため、会員会社は同法の禁止する割引困難な手形の交付を行わないこと。なお、中小企業庁及び公正取引委員会から、下請代金の支払に係る手形等のサイトを60日以内とすること、及び「2026年の約束手形の利用の廃止」を見据えた取引慣行の見直しについて要請されていることから留意が必要である。

(10) 不利な取引条件の押しつけについて

会員会社は、物品等の検査を合格とした場合であって、その後、納入先等からの引取り、やり直し又は損害賠償を行うこととなったときは、当該物品等の不具合の有無及びその原因を明らかにし、その引取り、やり直し又は損害賠償に必要なコストを会員会社がすべてを負担せず、下請事業者にも負担を求めることの必要性及び合理性の有無を、十分に確認した上で、会員会社、下請事業者それぞれが当該物品等の納品により得た取引単価を勘案しつつ、下請事業者と十分に協議を行い、会員会社及び下請事業者双方が合理的な割合で負担するものとし、一方的に下請事業者に引取り、やり直し又は損害賠償を負担させないものとする。

2. 行動計画のフォローアップの実施等について

防装工は、会員各社の取引の適正化を推進するため、防衛省及び経済産業省の要請を踏まえて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に留意しつつ、行動計画を定期的にフォローアップすることにより、実施状況の評価を行う。

あわせて、民民間における適正な取引の実現は、適正な国の調達制度の上に成り立つものであることから、必要が認められた場合は、防装工は関係省庁に対して調達制度の改善等を求めていくものとする。